

## 竹原市総務文教委員会

令和2年9月10日開会

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第73号 財産の無償貸付けについて
- 2 議案第76号 市立竹原書院図書館設置及び管理条例案
- 3 議案第84号 令和2年度竹原市一般会計補正予算（第6号）

(令和2年9月10日)

出席委員

| 氏 名       | 出 欠 |
|-----------|-----|
| 今 田 佳 男   | 出 席 |
| 下 垣 内 和 春 | 出 席 |
| 松 本 進     | 出 席 |
| 吉 田 基     | 出 席 |
| 道 法 知 江   | 出 席 |
| 大 川 弘 雄   | 出 席 |
| 山 元 経 穂   | 出 席 |

委員外議員出席者

| 氏 名       |
|-----------|
| 竹 橋 和 彦   |
| 堀 越 賢 二   |
| 川 本 円     |
| 井 上 美 津 子 |

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局主事 置 名 拓 真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

| 職 名         | 氏 名       |
|-------------|-----------|
| 副 市 長       | 新 谷 昭 夫   |
| 総 務 企 画 部 長 | 平 田 康 宏   |
| 教育委員会教育次長   | 中 川 隆 二   |
| 資産活用担当課長    | 広 近 隆 幸   |
| 企 画 政 策 課 長 | 三 上 満 里 子 |
| 財 政 課 長     | 向 井 直 毅   |
| 危 機 管 理 課 長 | 堀 信 正 純   |
| 総 務 学 事 課 長 | 吉 本 康 隆   |
| 文化生涯学習課長    | 堀 川 ちはる   |

午前10時00分 開会

委員長（今田佳男君） おはようございます。

本日の委員会は、本会議で上程、付託されました議案第73号、第76号、第84号の3議案に対する審査を行うものです。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、議案提出課からの説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。

なお、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第3回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、委員会付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆様、おはようございます。

委員長はじめ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

本日は、先ほどもございました議案第73号、議案第76号及び議案第84号の3議案につきまして説明をさせていただきます。

慎重な審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、教育委員会提出議案である議案第76号、総務企画部提出議案である議案第73号、議案第84号の順に行ってまいりたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第76号市立竹原書院図書館設置及び管理条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 議案第76号市立竹原書院図書館設置及び管理条例案についてでございます。

議案21ページ、議案参考資料32ページを御覧ください。

今回の議案は、施設の管理を指定管理者に行わせることができることとするため、必要な規定の整備を行うものでございます。

8月の常任委員会で、市立竹原書院図書館管理運営計画の説明をさせていただきました。この計画は図書館の実態調査や現状の分析を行い、そこから明らかになった課題の解決を図るための方向性を示すものとして策定いたしました。

本市の極めて厳しい財政状況において、計画の中で示したさらなる市民サービスの向上や課題解決について、様々な観点から検討を行った結果、民間のノウハウを活用した効率的な組織運営により、市民サービスの向上を図るため、市立竹原書院図書館について指定管理者制度の導入の方針を決定することといたしました。

議案参考資料32ページ、市立竹原書院図書館設置及び管理条例、新旧対照表を御覧ください。

これまでは、右の欄にありますように、図書館法に規定されている設置条例としておりました。今回、市立竹原書院図書館設置条例の全部を改正し、第4条に指定管理による管理の条項を加え、市立竹原書院図書館の管理を指定管理者に行わせることができることとし、これまで市立竹原書院図書館規則で規定していた管理運営の内容を反映し、市立竹原書院図書館設置及び管理条例案として整理をしております。

説明は以上です。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 前回、この件で報告を受けて以後、ちょっといろいろ調べておりましたら、また大変気になる国会答弁がありましたので、紹介して質問に変えたいと思いま

す。

一つは、文部科学大臣が2008年6月の図書館法改正のときに、国会での審議をして答弁をされています。この指定管理者に係る答弁ですので紹介しておきたいと。

文部科学大臣がどういう発言をされたかというところ、「長期的視野に立った運営が難しい。図書館に指定管理者制度はなじまない」というような答弁をされています。それは同じく総務大臣も2010年12月、この指定管理者の運用についてという通知を出す前の参議院内閣委員会で答弁されているのを紹介しますと、「図書館とか知に属する、知の領域に属するものは指定管理者制度の対象から外す、明らかになじまない」という答弁をされておりまして、大変私もこの今回の指定管理者の提案について気になりました。

ですから、こういった「長期的な視野に立って図書館に指定管理者制度はなじまない」という文部科学大臣の答弁と、2点目に紹介したのは総務大臣で、「図書館とか知に属する、知の領域に属するものは指定管理者制度の対象から外す、明らかになじまない」という答弁をされていることについて、竹原市として今回の提案についての検討はどういった対応をされているのかを聞いておきたいと。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 指定管理者制度の導入についての検討の内容でございます。

竹原市において、公の施設の指定管理者制度に関する基本指針を定めております。その中で、検討の項目として上げられている5つの観点から今回の導入について検討を行いました。民間事業者に委ねることで利用ニーズに合った開館日、開館時間の拡大など、サービス内容の充実や民間事業者のノウハウの活用が期待できるかどうか。法律等により、民間事業者等が行うことが明確な制約がないかどうか。指定管理者での運営で利用者の平等性、公平性を確保できるかどうか。同様の類似サービスを提供する民間事業者が存在するかどうか。施設が提供するサービスの専門性、施設の規模等を勘案して民間事業者等の運営が可能であるかどうか。こういった観点から検討を行いました。

また、総務省の方、自治行政局長からの平成22年12月28日、指定管理者制度の運用についてという通知がございます。指定管理者制度は公の施設について民間事業者等有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで施設の設置の目的を効果的に達成するため設けられた制度であること、指定管理者制度については公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときに活用でき

る制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の実勢に委ねる制度となっていること。こういったことから指定管理者制度の導入を決定したところでございます。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 先ほど紹介した国会での答弁といたしますか、それで総務省が3年ごとに指定管理者の導入のチェックをしている資料があります。それで見ると、今まで指定管理者はしたけれども、取消しというんですか、変更したというのがちょこちょこやっぱり、1件、2件だけじゃなくて相当件数は出ています。

それは、なぜそういうことになったのかというと、先ほど大臣のことを言いましたけれども、知的領域の分では指定管理者はなじまないのではないかということを含めて、やっぱり制度的な根拠の矛盾といたしますか、それが示されています。

一つは、図書館利用というのは無料が原則という中で考えると、図書館を指定管理者にした場合、他の施設でしたら入館料とか、いろんな講演をやって受講料とか、そういった指定管理事業者の収益を上げるということも一定可能なのですけれども、図書館ではそういったやっぱり原則無料というのが常識になってるから、そういう事業者にとってもなかなかやっぱり収益性を拡大するというのはですか、図るというのはなかなか困難だという経験から、そういった一旦頼んだけれども、指定管理者にしたけれども、なかなかどうしても事業というのは収益性が伴いますから、そういったところがやっぱり難しいということで困難に直面したということで取消しということもあります。

ですから、こういった指定管理者、民間企業ということは、収益性を上げる、図書館の運営とは矛盾するのではないかということはどういう検討をされたのかということも少し再質問してみたいと。

それから、もう一つは、民間のノウハウというようなことがいろいろ言われておりましたけれども、今回指定管理者にした場合、行政図書館を直営でした場合には行政機関としてのいろんな図書館サービス等々のサービスの内容が蓄積できる。それを引き継いで発展させることができるということで直営のメリットといたしますか、そういったことがあるのですけれども、それが今度は指定管理者に移ると、そこでの先ほど言った民間としてのサービス、やっぱりいろんな独自のノウハウを持っているのだらうと思うのですけれども、そのノウハウが収益を上げたり、いろいろさっき努力してやってる、他の施設とは矛盾しま

すけれども、民間のノウハウなんかがやっぱり行政財産としての継続、これが出来ない。要するに民間独自のノウハウだから、指定管理者が5年の契約あるいはほかの人が変わるということになると、やっぱり長期的なノウハウの継続性が困難になるということでの指定管理者としてなじまないのではないかとということが2点目として上げられています。こういったことについての検討はどうでしょうか。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 収益性を求める施設でない所の指定管理者制度の導入についての質問があったかと思います。

委員がおっしゃるとおり、図書館は収益を求めている施設ではございません。今回指定管理者制度の導入に当たっては、市民サービスの向上ということを観点にいろいろ検討したところであります。

先ほどの説明の繰り返しになりますけれども、極めて厳しい財政状況にある中、限られた予算でいかにさらなる市民サービスの向上を図っていくかということの中で、運営の効率化に取り組む必要がとても大事だと考えております。

運営の効率化については、行政の力だけではなく、民間のノウハウ等を活用する必要があると考えております。作業手順の見直しやノウハウの共有など、民間の発想によるサービスを市民に提供していくことが限られた予算でさらなる市民サービスの向上につながっていくものと考えております。

今回指定管理者制度導入に当たり、いろいろ検討する中で他市の状況もお伺いしました。近隣市町、4市町に聞き取りを行っております。開館時間の延長や開館日の増加に加えて、民間企業の営業ノウハウで著名な作家による講演会やワークショップの開催回数が増え、行事や関連企画が魅力的になったという御意見がほとんど全館でございました。そういったお話を伺っております。

また、民間ノウハウの蓄積が中断するんじゃないかという御質問だったかと思います。

指定管理者制度導入以降は、運営についての双方でのチェック、運営状況の確認等を行いながら、適切な運営に努めるとともに、適切な運営が継続していける可能性があるのであれば更新という形での継続性も考えていけるのではないかと考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） もう一点。

さっき言ったサービスの継続，民間のノウハウとの関係では，矛盾が起こるということ  
をちょっと申し上げました。

それで，もう一つ気になることは，指定管理者になった場合，指定管理者の期間の問題  
も先ほどちょっとありましたけれども，図書館の蔵書の構築といいますか，専門性の蓄積  
という面がやっぱり大切であって，例えば竹原市の歴史資料館とか，そういういろんな資  
料の蓄積，これはやっぱり将来を見越した一定の方針をもってそういう資料は収集する，  
整理して市民に提供するということでは先ほど言った収益性とは別の次元での業務が主にな  
ります。ですから，そういった収益性の関係のことを先ほど言いましたけれども，民間  
のノウハウそのものの蓄積からいっても指定管理者が5年ごとの契約が基本になってます  
から，その中断ということは大変やっぱり危惧するところでもあります。

それともう一つは，それと同じような図書館の業務の専門性，そういったそれに関わる  
資料の保存，蓄積，活用という面では指定管理者の制度になった場合でのきちっと歯止め  
がいると思うのですよね。ですから，そこらはどういったお考えなのでしょうかね。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 指定管理者制度の導入に当たって，サービスの維持  
ということの御質問だと思います。

指定管理者制度の公募に当たり，関係法令等の遵守や市立竹原書院図書館管理運営計画  
に沿った運営について募集要項や仕様書で示し，これまで以上の管理運営水準を提案する  
事業者の選定を行うことと考えております。

新書，廃棄，歴史資料など，本市図書館としての特徴や根幹に関わる方針等は市が責任  
を持って示すとともに，事業実施にあっては市と事業者双方で内容確認，市のほうでチェ  
ック等を行い，評価体制などを整えること等を考えながら，指定管理者におけるサービス  
の充実は担保できると考えております。

歴史資料全般については，今後文化財保護担当，行政文書担当部署と連携した上で，文  
化生涯学習全般としての調査，整理，保管，活用等の検討による方針の決定等を進めてま  
いりたいと考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

山元委員。

委員（山元経穂君） 今、松本委員さんがいろいろ質疑なされたと思うのですが、松本委員さんが言う指定管理者制度でそういう懸念を示されたようなことがあることは私も一定は理解しておりますが、ただ5年ぐらい前に佐賀県の武雄市の株式会社カルチュア・コンビニエンス・クラブ、TSUTAYAさんが指定管理者になって武雄の図書館を運用しているというのを行政視察で見に行ったのですが、やはり市外からも人が集まって結構なにぎわいというか、注目を集めていたというべきでしょうか。

私は、これはすごい大事なことだと思うのですよね。まず図書館に来てもらわないといけない、本を読んでもらわないといけない、そのために人に来てもらう。今収益性の問題もありましたが、当然カフェとか、CDとかの有料レンタル、または販売等、本ももちろんそうですけど、そういうこともやって一つの町のにぎわい拠点として十分に機能している、こういう意味でやっぱり指定管理、民間のノウハウというのはすごい重要なことではないかと思えます。

それで、厳しい財政ということで課長からさっき答弁がありましたけれど、厳しい財政と言いつつ、これはやっぱり民間に任して民間のノウハウを入れるということはある意味税の使い道の在り方、市民からいただいた税金をいかに効率的に使うか、費用対効果の面でも十分にこれから考えていかなければ、ただ財政が厳しいというのではなくて、たとえ財政が厳しくなくてもいかに費用対効果の面で市民の皆さんに効率的に税を還元していくか、市民サービスをということが必要だと思うのですよね。

それで、いろんな懸念もあるかと思えますが、私はぜひこの指定管理というのを進めてやっていって、民間のノウハウを取り入れていくべきだと思いますが、そこでやっぱり一つ重要なのは市民サービスの担保、これは絶対的なものだと思いますし、そして民間ノウハウを入れる、民間ノウハウを入れるってさっきから私も言ってますが、一体どういう形にして市民に喜んでもらうかというところの説明が今の課長の説明ではもう少し欲しいかなと思うのですが、その辺り、結局指定管理者を導入して一体どういうような形にしていきたいのか、図書館自体を。その辺の答弁をお願いいたします。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 今回、本議案を議決いただいた場合には、候補者選定等を行ってまいりたいと考えております。そういった事業者の募集、応募いただける事業者からの民間の提案というところはやはりすごく期待しているところでございます。

図書館の今後の在り方、目指す姿についての御質問だったかと思えます。読書には本を

書いた人の経験や知識を読んだ人の体験や知識に変える力があると考えております。郷塾竹原書院を発祥とする竹原書院図書館は今日へと続く文教の町竹原の精神を受け継ぎ、他に類を見ないほど、江戸時代の古文書から現在までの蔵書や資料を多数用意しております。竹原書院図書館は読書を通じて先人の偉大な知恵を学ぶことや今まで知らなかった世界に触れることなど、非日常体験での思いがけない感動や心の潤いを提供していくこと、これが目指していく姿だと考えております。指定管理者であっても、直営であっても、今後竹原書院図書館は引き続き社会教育や生涯学習の場として、この目指す姿を実現するための取組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 今、指定管理者を導入してどういうふうに運営していきたいのかというところから、最終的には図書館の今後の在り方まで答弁していただいたと思います。

その答弁で、経験や知識の蓄積とか文教の町、江戸時代の資料という竹原市独自の文化性というか、そういう資料性という。その他の本、蔵書に関してもやっぱり本自体の重要性というのがやっぱり問われていると思うのですよね。これを市民の皆様により広く御覧いただくというか、活用していただく。

先日の所管事務調査で提示してもらった竹原書院図書館管理運営計画の中でも、子供の利用者が竹原書院図書館は多いというのが、ただそれより上の世代が来ていないって。でも、ある意味子供のときから本を見ると、読むというのはすごい重要なことで、そういうことが学歴だけが全てじゃないですけど、結局将来の進学においても有利になるという調査結果もはっきり出ているわけですね。そういう意味で、これはもちろん多くの人に読んでもらわないといけないので、それはそれで一つの課題だとは思いますが、これはやっぱりうちの図書館というか、市民の皆さんがそういう意識を持たれているということは誇ってもいいことではないかと思えます。

それで、先ほど課長の答弁にも少しあったとは思いますが、やはりそういった中で市民サービスの担保をしていくということになってくると、やっぱり民間のノウハウといえど、結局は指定管理された企業と住民の連携とか、そういう感じのことが大事になっていく。今は官と住民でいろんなことで連携されている、図書館も事業で連携されているのは知っていますが、それをやはり企業に対しても企業と民の連携をしていく、そしてそれが企業活動にとってちょっと古い言葉かもしれないけど、社会的貢献、メセナにもつながっ

ていくと思うのですよね。

ですから、もし指定管理ということの導入になっていったら、やっぱりそういう企業と市民の連携、新しい協働の地域づくりというか、図書館作りということをぜひ視野に入れていっていただきたいと思うのですが、その辺に関して答弁願えればと思います。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 先ほど委員からいただきました子供さんの利用がとても多い、それに対する行事等が重点化されていった現状はございます。

今後、開館時間の延長や休日の開館日を増やすということにより、広い層の利用者を増やしていくとともに、また成人向け、各年代の行事等、そういったところの提案も求めていきながら、市民サービスの向上、サービスの充実に努めていきたいと考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 先ほどから申し上げているように、市民サービスの担保と開かれた図書館、開かれたとって窓開けていればという意味ではないですよ、もちろん。開かれた図書館、市民に対して門戸が広い、そして住民と連携できるような、そういう業者をもし指定管理をするならぜひ選んでいただきたい。そして市民の知の向上に役立つような図書館を目指していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（山元経穂君） はい。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑はありませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 失礼します。

今、フジでお借りしてて、その場所ということだと思うのですが、近隣を見ると三原市駅前にすばらしい図書館の施設ができています。住民は結局そういう近隣を見て、本市がどのように最少の経費で最大の効果を狙うのかというところが着目されるところではないかなと思うのですけども。

先ほど山元委員がおっしゃってたように、私たちも視察に行かせていただいたり、北九州の場合は指定管理の制度の導入を2005年にされて、財政再建団体なる転落が予想されていたから、この当該の制度を導入されて、それで初めて様々な改革によって現在回避されたというところもあったり、地域地域によってはそういった財政が非常に厳しい中、

図書館の指定管理によって町が変わっていったと。確かに現実にはあると思うのですが、だからといってこの指定管理制度の導入をする以上は経費削減と住民サービスの向上が両立していかないといけないと私は思います。

そこでお聞きしたいのは、リスクマネジメントの観点からいうと、自治体と指定管理の責任分担というのは明確にされるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 指定管理者制度導入に当たり、事業者の選定等一定の手続を経て、契約を結ぶところで契約書の中でリスク分担表というのは必ず入れるものとなっております。こういったことも重要視しながら、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 山元委員もおっしゃってたように、本当に未来ある子供たちが図書に、本に興味持っていただくという意味においては、今あるフジの所でさらに指定管理をしたことによって広がりがある、地域との信頼関係とかもあって、指定管理制度を導入したから周辺も変わっていったということがやっぱり前提とならないといけないというふうに思いますので、これは相当担当課も知恵を出し合っていていただいて、今の現状と全く同じでただ指定管理だけが変わりましたでは市民の皆さんにとって経費削減のためにやっている、経費削減というのは人的なものだと思うのですよ、一番。人的な経費を削減したけれども、今と全く変わらないということではこれは非常に問題だなと思いますので、本当に経費削減と住民サービスの向上の両立を図るということをもう少し説明をいただければなというふうに思います。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 本市に限らず、地方公共団体は、少子高齢化、人口減少に対応して中・長期的な視点で効率的な、効果的な事業を展開することが求められております。財政健全化に向けて、全庁的に取り組む必要があると認識しております。指定管理者制度の導入を一つの手段として、公の施設、図書館の効果的な運営を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） やっぱり丸投げが一番いけないと思いますので、先ほど言ったリスクマネジメントの観点からリスクの分担を明確にすることによって、逆にやはりどうすればよいものができるのかということから検討されると思いますので、丸投げした後に何も起きなかったということにならないようにしていただきたいなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

吉田委員。

委員（吉田 基君） 関連して。

あれは、いつまであそこでやるの、図書館。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 図書館は、公共施設ゾーン整備事業において位置づけがありますが、現在は公共施設ゾーン整備事業の実施を見送っている状況であり、現時点においては仮移転で効果的に運営に努めるということを考えていきたいと思います。

委員長（今田佳男君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） 時々、本館に行くのですよ。もう狭い。指定管理者、質を上げると言っても受皿が。高校生や中学生、小学生、本館に夏なんか勉強するスペースもないし。暫定的に、中川さんはよく知っているだろうと思うのだけど、一時借りるといふ。やっぱりもう四、五年たってきているし、庁舎も全然進んでないという認識。話も何もしてないらしいから、それではもう複合も何もかも公共施設全部チャラよ、やってないのと一緒なのよ。無責任極まりないと言われても。

立場はよくわかっているよ、責めるのではないよ。ただ、やっぱりそういうことも踏まえて指定管理者とその在り方という、本当に質を上げて行政としての責務を果たすのですよと。それだったらそういう既存の公共施設ゾーンの昔の古びた考え方ではなくて、新たな、いっぱい土地空いているでしょう、あそこのあれは保育所だったのか、幼稚園か。

委員長（今田佳男君） 幼稚園です。

委員（吉田 基君） ああいったところとか、補助金も出るのだろうし、半恒久的にも無理じゃない、今のままずっといても。

これやるの何十年先よ、今のままならね。だから、中川さんももうちょっとそれまでにやっぱりそこをもう。図書館というのは知的水準いうか、知的文化のバロメーターなのよ。結構蔵書もあるし、市史の編さんもやるというて予算もついていたのだけど、あのよ

うなのがどうなるかなという気はするけど、今のような状況ではカムフラージュというのか、そういうアリバイ工作のようにしか見えないと言われても仕方ないというところはあるよね。

ただ、やっぱり一番いいのは、それは計画どおり進んでいけばいいけど、そのしわ寄せが図書館に来ているのですけど、しかしこのままでは10年、20年先でも見通しがついてないような気がします。だから次の代替案を考えてちゃんとしたらどうかというね。これはもうまた折を見て言うけど、そう思いはあるよ、この指定管理者制度をやりたいという。そんなところ、言いたいのはね。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） ありがとうございます。

我々としましても、現在の仮移転の現状で、できれば今の店舗全部が開架、いわゆる閲覧のスペースぐらいにできたらいいなというのは担当課としては当然思っております。

先ほど申しましたように、図書館建設についてはいろいろな事情があって今凍結状態にはなっておりますので、今後仮移転の年数が長くなるような現状があれば、例えば今1店舗空き店舗があったりするのですけども、できればつなぎの部分でそういった賃貸借料は発生をしますけども、それでなお市民のサービス向上につながるということであればそういったことも考えなければいけないなと思っておりますし。

指定管理者がそれを決定するのではなくて、先ほど来御質問いただいておりますように、我々としては、指定管理者と一緒に伴走する形で当然今仮移転という状態なので、本移転に際しては我々がイニシアチブを持って本移転先を決定する。そしてそこに指定管理者にオペレーションをやってもらおうと、こういった構図をイメージしておりますので、今現在の仮移転状態が永遠続くようであれば当然市民の方からも満足度の部分では低いのかなと思っておりますので、そこについては今後の課題として我々も認識しておりますので、そのように御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） 気になるところがあったから、もう一遍お尋ねするのですが、もう見通しとしてこの先スペースを増やしていくということがあったし、要するにそれで問題解決ではないでしょと、これは言えると思うのよね。やっぱりそのところをいろんな公共施設ゾーンに対する考え方というものがゼロ査定と言ったらおかしいけど、俺もわかっているから、言ってもしょうがないと思っているのだけど、前に進まないし、進めるとし

でもそれだったらもう新たなことも想定に入れるべき時期に来ているのではないかという、図書館に関してはね。立地も当面はあそこということ。やっぱりこのもっと理知的なことを考慮した上で、そういうふうなことも。もうそういう時期に来ているよという。指定管理者導入に関してついでに一緒に捉えてやっていくべきいうふうに思っているよ、みんな思っているのではないかな、あなたも思っているだろうと思うのよ、みんなね。

なかなか全体の中での位置づけということで難しさをもっていることは、それはよく理解はできるのだけど、しかしそれではもう済まないよというのが言っておきたいんですよ。

委員長（今田佳男君） いいですか。

委員（吉田 基君） もういいです。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、それではここで委員による質疑を一旦保留します。

続いて、教育委員会からの報告の申出を受けておりますので、これを許可します。

総務学事課長。

総務学事課長（吉本康隆君） 失礼いたします。

私のほうから、教育委員会事務点検評価報告書について、少し説明をさせていただきたいというふうに思います。

別途冊子があると思いますが。

委員長（今田佳男君） お手元にある冊子ですね。

総務学事課長（吉本康隆君） そうです。

委員長（今田佳男君） お願いします。

総務学事課長（吉本康隆君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとなっております。

昨年度は、3名の評価委員さんに評価をしていただきましたが、今年度は5名の評価委員さんに評価をお願いしております。

本日お配りをした報告書のまず6ページに、昨年度の総括的な意見を載せておりますので、その部分を少し要約をしてお話をいたします。

今日、社会が急速に変化し、予測不可能性が一段と増す一方で、様々な問題が表出しており、その状況の中で竹原市教育委員会は時代の趨勢を見極めつつ、ICT活用教育や英語教育の推進、また本市の先人が作り上げたかけがえのない文化や歴史を大切にしつつ、持続可能な本市の未来を標榜した地域とともにある学校づくりに係るコミュニティ・スクールのシステムの導入計画は大いに評価できると評価をしていただきました。

また、一方で単発的なイベントがやや多いとされ、本市の総合計画、教育大綱に依拠した複数部署にまたがる未来志向のシステム作り及びマネジメントの遂行を補障する取組を期待するというふうに昨年度総括をしていただきました。

これに対して、今年度の評価については、総括が36ページから載せておりますので、ここの総括部分を少し要約をさせていただきたいというふうに思います。

右下、36ページの下3行目からぐらいになりますが、竹原市教育委員会におかれては、時代の趨勢を見極めつつ、第6次竹原市総合計画の策定に基づき、新たに竹原市教育大綱を定められ、進取果敢に教育施策を展開されている。具体的にはグローバル化、高度情報化等を視野に入れたICT活用教育や英語教育の推進。一方、本市の先人が作り上げたかけがえのない文化、伝統、歴史を大切にしつつ、持続可能な本市の未来を標榜した地域とともにある学校づくりを駆動するコミュニティ・スクールのシステムの導入等である。双方ともに時宜を得た施策として大いに評価できる。

児童生徒の学習指導上及び生徒指導上の各種データは、総じて上昇傾向にあり、本市教育委員会の各種事業の手堅い遂行及び市内各小中学校、義務教育学校に対する緻密な指導の賜物と考える。

また、全事業を俯瞰したとき、防災教育等、危機管理からのアプローチがやや不十分であるように推察する。次年度以降、各事業における検討をお願いしたいとされました。

そして最後に、前年度本評価委員会の意見等も参考にされつつ、真摯に各事業を精査され、改善を図られていることに深く敬意と感謝を表す。今後も引き続き本市の総合計画、教育大綱等に依拠した複数部署にまたがる未来志向のシステム作り及びマネジメントの遂行を期待するというふうに総括をいただきました。

今年度の各事業に対して、具体的な御意見をたくさんいただきましたが、具体的な今後の課題として継続して検討する必要があるものとして、指標の設定の仕方についてという

ことで御意見をいただきました。

例えば、体力テストの指標として、県や国の平均と比較している部分について、各学校の標本数が非常に少ない中や、学力調査などは学年が変わって対象が変わる中で上がったとか、下がったというのは本当に意味があるのだろうか。また各種事業の参加人数等を指標にするよりも、参加したが、それをどう受け止めたかなどのほうが大切ではないか等、指標についての御意見をいただきました。

竹原市総合計画などにおいて、既にこれらの指標を基に点検評価のサイクルを進めておりますので、この指標を変更するというよりは、内面が問えるような指標を追加していくということを検討していかなければならないというふうに事務局内で協議を進めているところでございます。

そのほか、それぞれの事業について評価をいただいたり、御意見をいただいた部分についてしっかり参考にさせていただいて、今後改善してまいりたいというふうに考えているところです。

ということで、報告書について少し報告をさせていただきました。

以上です。

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

それでは、ここで説明員の入替えを行います。

教育委員会は、退出いただいて結構です。ありがとうございます。

入替えをしますので、暫時休憩をします。

午前10時45分 休憩

午前10時47分 再開

委員長（今田佳男君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

議案第73号財産の無償貸付けについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） それでは、説明をさせていただきます。

議案第73号財産の無償貸付けについてですが、議案参考資料により、御説明を申し上げます。

議案参考資料の7ページをお開きください。

財産の無償貸付けについて、まず1番の提案の要旨であります。廃校となりました忠

海東小学校の跡施設の活用として、本市の所有する財産を東京に本社がありますIT関連企業のリングロー株式会社に無償で貸し付けるため、本定例会に議案を提案させていただいております。

2番目の提案の内容につきましてですが、平成27年3月をもちまして廃校となりました忠海東小学校の跡施設の活用について、市と地域で協議を重ねながら、地域の活性化が図れる事業の提案となるよう条件をつけた上で本年2月17日に民間事業者の公募を行っております。

この公募に対しまして、東京を拠点としてOA、IT企業、機器のリユース事業を展開しているリングロー株式会社から応募がありました。

活用事業としましては、プールを除いた廃校施設を活用してIT機器の修理などの収益事業と併せて、パソコンの無料相談でありますとか、リーススペースの無料開放、あるいは地元雇用など、地元貢献事業を行うことで廃校を再び人が集う場所として再生する。リングローによるところの「おかえり集学校プロジェクト事業」の拠点として使用したいとの応募がありました。

この応募に対しまして、1次審査、書面審査になりますが、こちらを経まして市と地域で構成する地域協議会を行い、プレゼンやヒアリングによる2次審査を行い、その結果、リングローを優先交渉権者に選定することといたしました。

リングロー株式会社に市有財産を貸し付けるに当たりまして、事業の内容が地域の活性化でありますとか、地域貢献といった本市が推進する施策の実現に有益であり、公益性があるものと判断されることから、無償で貸し付けようとするものであります。

参考資料の8ページをお開きください。

貸付財産の位置図を掲載しております。

まず、土地につきましてですが、忠海東町5丁目甲490番外9筆で、合計は6,443平方メートルとなります。

次に、建物につきましては、校舎2,185平方メートルと屋内運動場951平方メートルとなります。

貸付期間についてであります。リングロー株式会社の提案によりますと、30年間の希望されるものではありませんが、事業開始予定の来年令和3年4月から令和8年3月までの5年間に加えまして、事業を開始するために必要となる建物改修期間6か月を加えた本年10月から令和8年3月までの5年6か月とし、期間満了後に事業を継続する場合は契

約を更新していくこととしております。

以上が議案第73号財産の無償貸付けについての御説明とさせていただきます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

道法委員。

委員（道法知江君） ちょっと分からないので、まず教えていただきたいなあと思うのですが、この財産の無償貸付けについて、例えば教育財産の物と今も自治体の所有する物ということになるとすると、国有財産法とか、第18条の規定によって、平成18年で法改正されて行政財産というふうになるということの理解でよろしいのでしょうか。行政財産だということでもよろしいのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 現在、旧忠海東小学校の跡施設につきましては、土地建物を含めまして普通財産の位置づけとなっております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） この場合、行政財産と普通財産の違いというのは、例えば行政財産で有効活用する場合には収入があってもいいということ。普通財産でも収入があっても当然というふうに考えていいのですかね。ちょっと表現が悪い、収入の確保ということがあるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 普通財産の位置づけとなっておりますので、一般の国民の取引と同様に考えられますので、こちらを貸付をやりますとか、売却でありますとか、そういったことで処分することも可能でありますので、財源の確保として使うことは可能であります。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） それでちょっと伺いたいのですけれども、契約の条件というのはどういった条件があるのかな。転貸し、先ほど言った第三者に貸すことはできますよ、賃貸借権の譲渡などの取扱いもできますよということになるのでしょうか。転貸しを前提とした使用許可ということになるのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） この議案の議決をいただいた後に、できれば今月中に契約したいと考えておりますが、この契約の表題につきましては公有財産の無償貸付契約書となりまして、通常の貸借契約書と同様に規定する内容としましては対象財産でありますとか、貸借の期間、それから権利譲渡の禁止、損害賠償、規定に違反した場合の契約解除条項などを盛り込むとしておりまして、この契約特有のものとしまして、公募の条件としまして用途を一定に制限しておりますので、地域貢献であるとか、地域の活性化のための忠海集学校、仮称ではありますが、提案書によりますと忠海集学校という名称でありますので、そういった提案のあった事業内容でありますとか、また行政利用であります選挙時の投票所とか、被災時の災害発生時の指定避難場所といった用に供することといったことの条件でありますとか、そのほか事業実施に伴う維持管理費、修繕費、そういったものについて相手方が負担することなどを明示することといたしております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） では、契約においては例えば契約違反に対する措置としては、例えば原状回復とかということのものも入っているというふうな理解でよろしいですか。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 言われるとおりで、こういった契約に定める条項に違反した場合には、改修したものを含めて原状回復した上で返還を求めるというふうなことも契約書に条項として盛り込むこととしております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） ホームページでリングロー株式会社見させていただいたのですが、割と地域に根を張りながら着実に業績を伸ばしているのかなあというふうに思います。

そこで伺いたいのですが、無償貸付けになったということもあるのですが、文部科学省の方のみんなの廃校プロジェクトとかあってありますけど、そういうものとか、例えば建物の改修費用など、文科省がやったり、厚生労働省がやったり、総務省がやったり、国交省がやったり、内閣府があつたりとか、各省庁の補助金とか、交付金もたくさんある中でそれを使わずに、農林水産省もあります、定住とかもありましたけれども、そういうものは一切使わずに現状のまま譲渡するという認識でよろしいのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 現状としましては、現状有姿の財産の現状でお貸しを

して、活用できる制度がありましたらそういった国の補助など、助成制度とかといったものはリングローのほうで検討していただいて活用していただくということになります。

委員（道法知江君） 分かりました。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 先ほど、修繕代というのがありましたけれども、要は通常の賃貸契約の感覚でいいのですかね。例えばエレベーターの修理代とかってのはどうなるのですか。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） エレベーターにつきまして、主にリングローのほうで活用したいのが校舎ということでありまして、エレベーターは今校舎にのみ設置してありますので、現在廃校以降5年間使用していない状態で、恐らくこのまま使うことはできませんので、部品交換でありますとか、機能するような状態にするためには修繕とかそういったものがかかるのですが、そういったものにつきましては今後の定期的な点検を含めまして全てリングローさんが負担していただくこととなっております。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） ということは、ドアにしても何にしても通常の賃貸契約とは違うわけですね。向こうさんが全て管理も修理もすると。返してくれるときも原型で返してくれるという考え方でいいんですか。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 校舎のことについて言いますと、基本的に電球や蛍光灯が交換が必要になったとか、そういった小規模な物から、大規模な修繕までありますが、基本的にはそういった小規模なものについては全てリングローさんが負担されるということで、地震等で建物そのものの維持が難しくなったといったときには契約上にも定めるのですが、そのときはそういった状況になったところで市とリングローのほうで協議して定めるということとさせていただきたいと思っております。

委員（大川弘雄君） 通常の賃貸契約とは違う。

委員長（今田佳男君） いや、一緒。

通常という言い方しているけど、幾らまでだったら。

大川委員。

委員（大川弘雄君） ごめんごめん。聞き方悪かったかな。

普通だったらこれは無償なので難しいのですが、有償貸付、賃貸契約したときには法律があるじゃないですか、マンションとか、アパートのような形。それとは違うという考え方でいいんですか。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 校舎に関しては、基本的には今申しましたとおり、小規模な物は全てリングローさんのほうで負担して、想定していない大規模な物につきましては協議をして定めるということになります。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） その小規模と大規模が、よくどこが線なのか分かりませんが、おいおい決めていくのですね。

もう一つ。

「おかえり集学校プロジェクト」という面白い名前がいいと思うのですが、このプロジェクトの具体的な提案は、この内容はどのようなことを提案されているのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 「おかえり集学校プロジェクト」、リングローさんが命名した名称だと思いますけど、要は少子化の中で全国でかなりの数の学校が利用されないままに放置されているという状態がありまして、そういった施設を活用するということが文科省のほうもそういった積極的な有効活用ということを薦められておりまして、そこでリングローさんのほうがされる事業につきましては、そういった利用されなくなった学校跡施設を活用して、主な業種としてITの関係を業としておりますので、そういったITと地域住民の方の力を合わせて再び学校を集まる場所にしたいというふうなことで。

具体的な内容としましては、当然民の民間事業者でありますので、収益を図りながらこの事業を行っていく必要があるのです、収益事業としましてIT機器の出張修理でありますとか、そういった機器の物販でありますとか、一部交流スペースの貸出しの使用料の徴収と併せて、地域の貢献にするということでIT機器の無料相談等は無料で行い、その後事業を進めるとともに事業内容を拡大していくということではありますが、イベントを開催するでありますとか、IT講座を開催したりとかというふうなことで、今回の忠海東小学校につきましてはそれに加えて地元の方の2名の雇用でありますとか、小学校に多くの写真でありますとか、文集といったものがありますので、そういったものの展示室を設営する

といったことで地域に貢献するといった事業を展開するというものであります。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） そこを使っていただくという最大のポイントは、やっぱり地域の活性化というのがあると思うのですよ。竹原市がその管理費を払いたくないからというのが多少あるでしょうけども、それだけでは地域は納得しないでしょうから、そのときにもう少し具体的な提案をしてもらわないと困るのではないですか。名前はいいですよ。すごくいいと思いますよ。これに合った具体的な物は何もないのではないですか。

地域との交流があるようなふう聞こえるので、それで許すのかなと。1社ですからね。選ぶも何もできないので、そういうことになってるのでしょうか。ただ、こちらがどんどん提案していただかないと、このレベルだったら全然地域活性化につながらないでしょう。雇用が1人とか、前回聞きましたけども、誰がどうするのか。2人かな、分からないですけどね。

例えば、ITを使ったものであれば、今コロナがありますから屋内のものがなかなか難しいのであれば、外でITを使った花火をやってくれたり、映画をやってくれたりみたいなものも全然話はないのでしょ。そういうものは竹原市のほうからも提案、地域からもそうですけど、提案はできるのですか。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 確かに、現状のところは、直接うちのほうでヒアリングした内容とこの公募に係る事業提案書ということではありますが、優先交渉権者に選定した段階で事業計画書の詳細な物なのですが、そういった物の提出を求めるということで現在作成をいただいておりますので、そちらでより具体的な事業が明確になるものと考えております。

事業につきましても、今言った以外にも他地区、これまで実績があるところでは一緒に農地を活用して耕作をしたりとか、いろいろな事業を当初の事業計画から拡大をしていきまして、様々な取組をされているということで、実際にそちらのほうも自治体の職員に聞かましても非常に積極的にリングローさんのほうがやっただいて、地域の住民の方も非常に満足されているようなことがありますので、そちらのほうも期待はしているところであります。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） ドローンなんかの農薬散布なんかも今盛んにやられていますので、

そういうのを含めて、一緒にそういう地域の人らとどういう活動ができるかという定期的な交流会というか、会を設けていただいて、かなり高齢化した町ですので、少しでも活力が出るような方向でみんなで考えていけるような場を作ってやってください。

以上です。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第84号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、今定例会に上程をいたします補正予算案について説明をさせていただきます。

お配りいたしております令和2年度9月補正予算の概要に基づきまして、説明をさせていただきます。

このたびの補正予算案の概要といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策事業に必要な経費や令和元年度に実施した各種事業に対し交付された国庫支出金等について精算をした結果、返還が必要となったことから、それに対応するための経費などが主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億1,040万を追加し、総額を174億5,929万1,000円とするとともに、繰越明許費及び債務負担行為の追加を行う内容となっております。

歳出の補正内容につきましては、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費において追加計上を行うもので、その個別の具体的な内容につきましては3ページ以降の主な事業内容で御説明をいたしますので、まずは3ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、3ページの上段になります。

総務費、広報広聴に要する経費について、ホームページ整備委託料1,302万3,000円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を含む災害時、緊急時における速報性の向上やスマートフォン対応画面の充

実、検索機能の向上など、市ホームページ利用者の利便性向上を図るとともに、新しい生活様式に対応した市ホームページとするためのリニューアルを実施するものであります。また、今年度中の業務の完了が困難なことから、繰越しも併せて行うものであります。財源については国庫支出金を403万6,000円充当し、残りを一般財源とするものです。

続きまして、中段になります。

総務費、庁内情報化に要する経費について、システム整備委託料825万円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、庁内においてより安定したウェブ会議の実施を可能とし、新型コロナウイルス感染拡大リスクの軽減を図るため、現状5台ありますサーバーを4台増設し、ネットワーク環境を強化するなどのシステムの整備を実施するものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の全額に対して充当するものでございます。

続きまして、下段になります。

民生費、民生委員に要する経費について、委員報酬87万8,000円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、外出機会が減少している一人暮らし高齢者、児童及びひとり親家庭等の相談、援助活動を強化するため、民生委員、児童委員の活動費を増額するものであります。

現在、民生委員の活動につきましては、訪問による相談は控え、電話やメール等による活動を基本としており、コロナ禍においても電話等による高齢者の健康状態確認など、一人暮らし高齢者等の見守り活動を今後も継続して実施していくに当たり、電話代等の費用の増加が見込まれるため、活動費を増額するものでございます。財源については国庫支出金を40万円、県支出金を47万8,000円充当するものでございます。

続いて、4ページをお開きください。

まず、上段です。

民生費、新生児応援給付金給付に要する経費について、新生児応援給付金等1,231万7,000円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている家庭の家計を支援するため、国の定額給付金の対象とならなかった令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した子供の保護者に対し、子供1人当たり10万円を交付するものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の全額に対し、充当するものであります。

続きまして、中段になります。

民生費及び衛生費、障害者福祉事務に要する経費等について、国県支出金返還金1,337万円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、令和元年度に実施をいたしました各種事業に対し、交付された国庫支出金等について精算をした結果、返還が必要となったことから、必要な予算計上を行うものでございます。

返還の対象となった事業の主なものについては、障害福祉費については障がい者自立支援給付費負担金事業、児童福祉総務費については子ども・子育て支援事業、生活保護総務費については生活保護事務に要する経費、健康増進対策費については後期高齢者人間ドック及び後期高齢者健診事業などとなります。財源については一般財源でございます。

続きまして、下段です。

民生費、介護保険事業に要する経費について、介護保険会計繰出金370万円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、介護保険特別会計の補正に伴う一般会計からの繰出金を追加計上するものです。

補正の内容につきましては、令和3年4月施行の改正介護保険法に対応するため、介護保険システムの改修を行うものでございます。財源については一般財源でございます。

次に、5ページでございます。

上段の民生費、一般事務に要する経費について地域医療介護総合確保事業補助金1,738万円の追加計上を行うものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るため、介護施設において簡易陰圧装置、換気設備を設置する事業に対し、補助金を交付するものでございます。

補助金交付対象事業者は、簡易陰圧装置を設置いたしますハートフル竹原中央、それから換気設備を設置する介護老人保健施設まお及び安田介護医療院の3事業所となります。財源につきましては、県支出金を歳出予算額の全額に対し、充当するものでございます。

続きまして、中段でございます。

民生費、保育事業に要する経費について、DVD作成業務委託料71万5,000円の追加計上を行うものであります。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、こども園、保育所において実施する発表会を無観客等で行った場合にDVD化し、保護者へ配付するものでございます。財源については国庫支出金を歳出予算額の全額に対し、充当するものでございます。

続きまして、下段になります。

衛生費，地域保健医療対策に要する経費について，指定避難所における新型コロナウイルス感染拡大防止に係る経費 8,361 万円の追加計上を行うものであります。内容といたしましては，新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るため，指定避難所における空調施設の整備及びトイレの洋式化等を実施するものでございます。

実施場所につきましては，地域交流センター，道の駅，バンブー・ジョイ・ハイランド，人権センターとなっております。財源については国庫支出金を歳出予算額の全額に対し，充当するものでございます。

次に，6 ページをお開きください。

上段の衛生費，火葬業務に要する経費について，斎場予約システム整備委託料 849 万 2,000 円の追加計上を行うものです。内容といたしましては，新しい生活様式に対応した環境整備として，利用者の利便性の向上を図るため，竹原市斎場にウェブでの予約システムを導入するものでございます。財源については国庫支出金を歳出予算額の全額に対し，充当するものであります。

続いて，中段です。

衛生費，施設管理に要する経費について，保健センターにおける新型コロナウイルス感染拡大防止に係る経費 830 万円の追加計上を行うものであります。内容といたしましては，新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るため，本市における地域保健衛生事業の拠点であります保健センターのトイレの洋式化及び手洗い場整備等を実施するものでございます。財源については国庫支出金を歳出予算額の全額に対し，充当するものでございます。

次に，下段になります。

農林水産業費，地域おこし協力隊に要する経費について，地域おこし協力隊経費補助金 60 万円の追加計上を行うものです。

地域おこし協力隊につきましては，本年 7 月から 2 名を委嘱いたしておりますが，本年度より，地域おこし協力隊に係る経費について特別交付税措置の上限が引き上げられたため，活動費を増額することにより，地域力の維持及び強化に資する活動のさらなる推進を図ろうとするものでございます。財源につきましては，一般財源となります。

続きまして，7 ページになります。

上段の農林水産業費，農業用施設整備に要する経費について，ため池管理補助金 120 万円の追加計上を行うものであります。内容といたしましては，ため池の決壊を未然に防

止するため、廃止予定のため池のうち、危険度の高いため池について余水吐きや斜樋の修繕等を実施し、低水管理を行う所有者に対し、補助金を交付するものでございます。財源につきましては、県支出金を歳出予算額の全額に対し、充当するものでございます。

続いて、中段になります。

商工費、商工業振興対策に要する経費について、飲食事業者支援補助金760万円の追加計上を行うものであります。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、飲食事業者が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に要する費用に対し、補助金を交付するものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の全額に対し、充当するものであります。

続きまして、下段になります。

商工費、観光交流振興に要する経費について、移住・定住プロモーション事業に係る経費、829万3,000円の追加計上を行うものです。

移住・定住プロモーション事業につきましては、移住・定住人口の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響により、場所を問わない働き方をするフリーランスやテレワークを行っている層などに対し、市の魅力等を情報発信し、移住先としての認知度の向上を図るとともに、移住・定住の受入れ環境整備に要する費用に対し、補助金を交付するとともに、移住・定住体験パッケージの提供等を実施するものでございます。

実施内容につきましては、移住・定住に関するプロモーションムービー、パンフレットの作成、それから広島県内を含む都市部を中心としたメディア等の媒体を活用したプロモーション活動、それから広島県との共同プロモーションなどを実施するとともに、ワーキングスペースやゲストハウスを改修し、移住・定住受入れ環境の整備を行う事業者に対し、補助金を交付するものでございます。財源につきましては、国庫支出金を589万3,000円、県支出金を240万円充当するものでございます。

次に、8ページをお開きください。

まず、上段です。

土木費、道路維持保守に要する経費について、県道維持保守委託料等496万円の追加計上を行うものであります。内容といたしましては、広島県からの権限移譲交付金の増額交付を受け、広島県から権限移譲を受けた県道の維持管理を適切に行うため、県道維持保守委託料等を増額するものでございます。財源については県支出金を歳出予算額の全額に対し、充当するものでございます。

次に、中段になります。

土木費、バンブー体育施設管理に要する経費について、システム整備委託料411万円の追加計上を行うものでございます。内容といたしましては、新しい生活様式に対応した環境整備として、利用者の利便性の向上を図るため、ピースリーホームバンブー総合公園施設にウェブでの予約システムを導入するものであります。財源については国庫支出金を歳出予算額の全額に対し、充当するものでございます。

続いて、下段になります。

土木費、県営急傾斜地崩壊対策事業に要する経費について、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金930万円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、広島県が実施する急傾斜地崩壊対策事業について今年度実施の事業費の増額に伴い、負担金を追加計上するものでございます。財源につきましては、起債を830万円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

続いて、9ページになります。

上段の消防費、地域防災ネットワーク推進事業に要する経費について、避難の呼びかけ体制構築支援補助金50万円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、大雨災害時などに住民に早期の避難を促すため、呼びかけを開始するタイミングや方法など、地域の実情に応じた避難の呼びかけ体制づくりを支援するため、防災研修会、災害図上訓練、町歩き、ワークショップ等の一連のプロセスを実施する住民自治組織等に対し、補助金を交付するものでございます。財源につきましては、県支出金を歳出予算額の全額に対し、充当するものでございます。

最後に、教育費、学校行事に要する経費について、修学旅行キャンセル料補助金308万2,000円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、修学旅行について、新型コロナウイルスの影響により、中止した場合等においてキャンセル料が発生した場合に保護者等の負担を軽減するため、当該キャンセル料を補助するものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算の全額に対し、充当するものでございます。

以上が歳出予算案の内容となります。

すみません。1ページにお戻りください。

歳出の説明に併せまして、特定財源については触れさせていただきましたので、国庫支出金等の内容については説明を省略させていただき、繰越金について令和元年度の決算剰余金の一部を歳入予算に計上し、最終的な収支の均衡を図っているものでございます。

続きまして、繰越明許費と債務負担行為の補正について御説明をさせていただきますので、11ページをお開きください。

繰越明許費につきましては、先ほどの歳出予算のところの説明をいたしましたので、省略させていただきます。

債務負担行為の補正につきまして、まず斎場予約システムに要する経費について、保守点検に係る業務期間及び限度額について定めるものでございます。

続きまして、平成30年度公共土木施設災害復旧事業に要する経費及び平成30年度農林施設災害復旧事業に要する経費について、今後発注する復旧工事について必要とする工期を確保するため、その期間及び限度額について定めるものでございます。

以上で一般会計補正予算案の説明を終わります。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

山元委員。

委員（山元経穂君） すみません。

7ページ、今の補正予算書の。

商工費の新型コロナウイルス感染拡大防止対策飲食事業者支援事業で、これは具体的にはどういうものかというのがもし分かれば、課長の範囲で。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらにつきましては、飲食業、飲食店というのが特性としてやはりマスクを外して飲食をされるということで、クラスターが発生する可能性が高いのではないかということで、こちらで衛生用品、消毒液でありますとか、またパーティションの設置とか、そういった衛生関係の費用に対して1事業者当たり5万円を上限に補助金を交付するというような制度となっております。

委員（山元経穂君） 次、いいですか。

委員長（今田佳男君） どうぞ。

山元委員。

委員（山元経穂君） 次は、9ページですが、消防費、避難の呼びかけ体制構築支援事業で50万円が県から支出金が出てますが、これは私も地域防災リーダーの研修でこういうものが出るというのは聞いているのですが、出すけど一体何に使うかというようなことは具体的にちょっとよく分からない。これは一体どんな物に使うことができるのかというの

が分かったら教えてください。

委員長（今田佳男君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 今の50万円の予算に対して、どのような形のものが支援の内容になるのかということであろうかと思えます。

これにつきましては、自治会や共同組織の防災組織を対象に、1団体当たり10万円を上限として体制づくりに係る経費を支援していこうというものでございます。

具体的には、どのようなものが支援になるのかということでございますけれども、これについては防災意識の醸成としての防災講演会の開催でありますとか、地域性の把握として災害の図上訓練あるいは町歩き、呼びかけ体制づくりとしてワークショップや地域での話し合い、役員会の開催などの取組に対しまして県と連携をして支援をしようというものでございます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 例えば、何か防災グッズというか、物品は対象にならないのですか。

委員長（今田佳男君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 物品といいますか、会議とか、そういう取組に対してはその支援の中に入るというものでございます。

委員（山元経穂君） 分かりました。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

山元委員。

委員（山元経穂君） そのすぐ下の段、教育費のところですが、修学旅行キャンセル料補助事業なんです、1行目、修学旅行云々で影響により中止をした場合等においてと、この「等」って一体どういう場合が含まれるのか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらは、実はキャンセル料プラス企画費というのが一部旅行会社によっては支払う必要があるということで、中止にかかわらず、これは後は今後の交渉にもなるのですけれども、例えば場所を変えたりとか、そういった場合に企画をし直したりするときに、可能性としてそういった企画費の再度の費用負担を求められる場合もございます。そういった意味での「等」というふうに御理解いただければと思います。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 財政課長の知る範囲でいいのですが、これは教育委員会問題なので、実際もうキャンセルしそうな可能性がかなり高いというのが市内の小中学校に出ているのかどうか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 私の知る範囲でということですが、今のところは一応実施する方向でそれぞれ全て検討されているというふうにお伺いをいたしております。

委員（山元経穂君） ありがとうございます。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑ございますか。

道法委員。

委員（道法知江君） 5ページ、介護施設における新型コロナウイルスの感染防止対策事業で、陰圧装置と換気設備というのはこれは金額的にはどういう金額になるのか。陰圧装置、1か所だけハートフルでということだったと思いますけども。内訳が分かれば教えてください。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、陰圧装置につきましては、こちらはハートフル竹原中央ということで、4室に陰圧装置を設置するというので、事業費が429万円ということでおおむね1つ当たり100万円程度というふうにお聞きしております。

それから、換気扇ですかね、換気扇につきましてはそれぞれ介護老人ホームまおさんにおきまして一人部屋14室、三、四人部屋15室、それぞれ全てにおいて1台ずつ換気扇を設置する。それから安田病院に関しましても一人、二人部屋の全5室、三、四人部屋の全12室に1台ずつということで、おおむねですけれども、全体では1,300万円ということになっておりますので、ちょっとすみません、数をちょっと割らないといけないのですけれども、総額としては1,300万円というふうにお聞きいたしております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 衛生費なのですけれども、指定避難所のトイレの洋式化と空調なのですけど、指定避難所って37か所ぐらいあるのですよね。そのうちに交流センターとか、バンブーとか、道の駅というのは既に洋式化されているところがあると思いますけども、この3件ということが選定された理由を教えてくださいたいと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらのトイレの洋式化につきましては、確かにもう既に洋式化が済んでいる所もございます。そこがまだ和式の所を主に今回洋式化するという事です。

ただ、和式の要望というのも一部あるということで、各施設ごとに和式を1つ残して、残りを全て洋式化するというような形で今回実施する予定といたしているところでございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） もっと不便な所が指定避難所にはあるのではないかなと思うのですが、なぜこの3件を選ばれたのかという理由を聞きたいと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 一応、この地域交流センターというのが、やはり指定避難所を指定する際にまずは優先的に開く可能性が高い所ということで、まずはそういった利用頻度の高いところを中心に今回はそういったところを整備しようということで、空調もそうなのですけれども、トイレについてもそういった観点から選ばせていただいているところでございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） それ以外の所も、何とか対応しないとイケないかなと思います。

それと、斎場の予約システムの整備事業についてなのですけれども、スマホを使ってということだと思いますが、これは葬祭業者のみの利用なのか、伺いたいと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 基本的には、特に利用者を特定しているものではございません。

ただ、実際といたしましては、火葬場を予約するのが個人ではなく葬祭業者を通じて予約されるケースがほとんどではないかというふうには考えているところでございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） ヒューマンエラーの対策というのは、検討されているかどうか伺いたいと。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 確かに、今は紙での申請ということで、特に夜間とかは宿直を通じての申請ということで、現状といたしましてはそういったヒューマンエラーが残念な

がらあるということで、これをウェブ予約にすることによって、そういったものがほぼなくなるというような効果も今期待はしているところでございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） これは、財政課長に言うのはどうかなと思うのですが、県道の維持管理、部長もおられてですから。

8ページですね。432の、特に今の状態が民間の人が使われて土地ちょっと出している所があるので、十分その辺はその適正な管理を行うということで、維持管理の適正ということを考えて、432のところはちょっと担当課には言っておりますけど、何回言っても何回言っても改善されないと。私有地のように使われているという所があると。こういった予算が出ている以上はその辺も含めてしっかりと対応いただきたいなど。これはちょっと要望になるので申し訳ありませんが、お願いしたいと思います。

財政課長（向井直毅君） 県道の維持ということで、これは県から権限移譲を受けまして、県道の維持管理に要しているということでございますので、当然県の予算の範囲内のことでございますけど、今委員からお話があったことを踏まえまして、今後も我々のほうも建設部のほうを通じまして速やかに事業が進捗するように努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（道法知江君） はい、いいです。

委員長（今田佳男君） ほかに。

松本委員。

委員（松本 進君） この総括表の1ページの概要を見ると、国庫支出金が1億4,700万円強支出されております。

それで、今まで私もちょっと確認を含めてお尋ねしたいのは、国の臨時交付金の関係で第1次、第2次が交付されて、その前に第3段目の終わりのときに国の臨時交付金の残りが1億7,000万円ぐらいあるのかなと、ちょっと概略で記憶しているんですが、その1億7,000万円からこれを引くとあと二、三千万ちょっと残るんで、これが確かなら使い道がどうされるのかなという大枠が分かればちょっとお尋ねしておきたいです。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 臨時交付金に関する御質問でございます。

先ほど、委員がおっしゃられましたとおり、現在今回の補正で提案させていただいてい

る段階で、今現在第1次、第2次で配分予定の臨時交付金から約2,200万円ほどまだ予算未計上のものがございます。こちらにつきましてはちょっとこれからまた御説明というか、御報告させていただこうと思っているところではございますが、また追加での補正というものも現在検討させていただいておりまして、一応予算上はそれで全てこの交付金は充当し切るような形にはなろうかと考えております。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） それと、今まで第三弾まで組まれて、特に市の独自施策との関わりで今実施されているところもあるのですが、こういった第3まで取り組んできたコロナ対策の検証できているところがあればどういったものがあるのかなど。ちょっと気になってるのは前に10%の融資型の商品券の発行ですかね、これがちょっとどうなのかなというのが気になって、それがたしか実施中かも分かりませんが、融資としては即対応できるという期待はあったのでしょうかでも、まだそこまで交付といいますか、実施に至ってないのかなというのが気になったので、そういったことを含めて検証できているところといいますか、これがあって課題とかあればちょっとお聞きしたいと。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 過去、数度にわたる臨時会での補正も合わせまして、現在進捗についてはそれぞれ確認はさせていただいているところでございます。

既に終了した事業もあれば、現在進行形の事業もあり、また申し上げましたようになかなか進捗が財源的にまだちょっと余裕があるような事業もある中で、決められた期間の延長等も含めて、現在進捗状況に応じて軌道修正をするものはするというような形で進めているところでございます。

まだ途中段階のものがほとんどでございますので、まだ効果検証というところまでは至っておりませんが、実施状況につきましては現状確認をする中でそういった軌道修正も含めてすべきものはするという形で今検討を進めているところでございますので、御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

吉田委員。

委員（吉田 基君） 避難所のトイレとか、空調、ちょっと重複するのですが、遡って聞くのだけど、平田部長。バンブーの体育館、あれはエアコンはどうなっているのか。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） バンブーにつきましては、前回の補正予算でエアコンの設置はいきませんが、冷たい風が出る機械ということで一旦設置しております。

委員のほうから従来からいろいろ御指摘いただきまして、我々もそこは問題意識を持っておりまして、やはり多額の経費がかかりながらも、人命に関わることという意識はそのまま残っておりますので、その点は鋭意取り組んでおりますので、御理解いただきたいと思います。

委員（吉田 基君） これは使えないのか。

委員長（今田佳男君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） 8, 300万円。こういうので対策できなかったのか。普通のあれだったら、5割5割だから。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 交付金を使って、バンブーの冷たい風が出るのは今回措置をしておりますので。

ただ、委員がおっしゃるのはエアコンですよ。そこはちょっとということで。その問題ですけど。

委員長（今田佳男君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） ついでに聞くのだけど、幾らでどのようになるのか、ちょっと内訳を言って。

委員長（今田佳男君） 出ますか。すぐ出ますか。

よろしいですか。

すみません。よろしいですか。

吉田委員。

委員（吉田 基君） やっぱり、幾らのお金か分かんが、大体の空調が1本いうふうに当初積算というのかね。補助金が50%だろ。あとは起債だろ。だから20年年賦でいったら計算すれば出るよね。ものすごい暑いのでからね、あそこ、まさに。ちょっと今度一遍行って、体育館の中で体動かしたら分かるのよ。やっぱりまたやらなければとって、その冷たい風が風洞みたいのでふわあっと入れるやつでしょ、二、三千万で。それで空気を循環させて少し下げる。何度になるのか。本当にお金がないないないないって、歳入がないんで、経常経費が苦しいだけなのだからね。ないで済ませていたら、今度はとんでも

ないしっぺ返しがあるよ。だから、やると言ったらやりなさいや。本当にきちっと。

どのようなシステムか、ちょっとよく分からないけど、うがった見方して申し訳ないのだけど、最低限避難所だろ。コロナでこの間もテレビでやっていた、江田島市だったかね、施設へ収容できないと。今までのようでは密接になるというので、ばらす、分散する。やっぱりどうしても、あそこは近い将来使うように、冬ならいいけど、大体夏に起きるのだから、大雨というのは、梅雨とか。だから、やっぱりどういう状態かはっきり。私は、これはひょっとしてやったのかと思って。以上。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 実際のエアコンの設置をした所の経費というのは、委員おっしゃるように、恐らく私も1億以上の積算だったと思っております。

今回、必要最低限ということで、確かに広い場所ですし、かなり気温が高くなるというのは当然承知しておりますし、お話ございましたように全国的に気温が高い中での3密回避ということになると、広い所での分散の避難というのが当然効果的でございますので、おっしゃるようにお金の面ということだけではなくて、市民の安全・安心というのがありますので、いただいた御意見を踏まえて今後もそれは当然検討してまいります。

委員長（今田佳男君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） これは、大勢の市民が願っていることよ。あそこを使用している人も。「まあ何と竹原すごいね」いって、よそからも来る。本当に笑い話みたいよ、あんな施設ないのよ、夏の。冬のほうがまだいいわ。暑いのはどうもならないのよ。だから、絶対にやりなさいこれは。それは市としての本当に絶対にやらないといけない事業だと思ふよ。

委員長（今田佳男君） いいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退出願います。委員の方は、そのまま自席でお待ちください。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で、会議規則第117条の規定に基づき、委員外議員の出席要求、または発言の申出のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） なしと認めます。

それでは、ここから付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など、発言のある方は挙手にてお願いいたします。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 今日のことだけですかね。

委員長（今田佳男君） 今日ので。

委員（大川弘雄君） そうしたら、今、吉田委員からもありましたけれども、ちょっと問題のある所は見に行かないと分からないので。僕はたまたま剣道の大会で挨拶があつて行ったことがあるのですが、まあひどいです。

だから、やっぱり一緒に行ってもらって、そういう経験をしてもらわないと、なかなか予算につながらないのかなというのがありますから、ちょっと委員会としてそういう方向もまた考えておいていただければなと思います。それは、委員長にお任せします。

委員（吉田 基君） 寒いときと暑いときに行ってみたら。よく分かる。

委員長（今田佳男君） 私も剣道で行ってよく知ってるんで。

今の大川委員からの御提案は検討させていただきます。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では、ないということで確認します。

以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午前11時50分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について、議案番号順に順次討論、採決に入ります。

議案第73号財産の無償貸付けについて、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第76号市立竹原書院図書館設置及び管理条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第76号に反対します。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 私は、議案第76号に賛成いたします。

委員長（今田佳男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第84号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第6号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託された議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託議案案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。

また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、併せて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻委員長において調整いたしますので、御了承願います。

次に、総務企画部より、情報提供のお申出を受けておりますので、これを許可いたします。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 私からは、先ほど財政課長も追加補正の話を行いましたが、本定例会の会期中におきます追加議案の提出の予定についてでございます。

追加議案は、2件を予定しております。

1件は、財産の取得でございます。内容につきましては、GIGAスクールに关します児童生徒、教職員用の端末、タブレットでございますが、こちらの取得でございます。

地方自治法の規定によります議会の議決に付さなければならない財産の取得につきましては、市の条例で予定価格が2,000万円以上と定められておりますことから、議決が必要となりますので、追加議案として提出させていただこうとするものでございます。

この端末の取得に関しましては、9月23日に入札を執行することといたしております。落札者が決定いたしましたら、その後資料の作成、調整などを行いまして、本定例会の最終日でございます9月30日に採決が得られますように手続を進めてまいりたいと考えております。

もう一件は、補正予算でございます。内容につきましては、インフルエンザの予防接種の助成でございます。

この間、よく報道も出ておりますが、新型コロナウイルスと季節性のインフルエンザの

感染が同時に広まりまして、医療体制が混乱、逼迫することを防止するために、国が優先的に接種を呼びかけることとしております高齢者、子供及び妊婦の方に対しまして、予防接種の費用を助成することの補正予算を追加しようとするものでございます。

こちらにつきましても、9月30日の定例会の最終日に採決が得られますように手続を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

議事の都合により暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時55分 再開

委員長（今田佳男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書についてであります。8月27日の所管事務調査において、総務文教委員会発議で意見書を提出することの合意を得たものであります。

また、意見書の文章については、いただきました御意見を基に修正案をお手元に配付しております。先ほど事前に申し上げたように「とにかく」だけを除外して配付しております。

本日は、最終決定をしたいと思っておりますが、委員の皆様から御意見ございましょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では、この案のとおりで提出させていただきます。

次に、閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るよう考えております。別紙のとおりにしていますが、全体案件として水道というのが一番あるのですけども、個別案件としてもちょっといろいろ課題が出てくるので、個別案件4つほど今掲げているのですけど、5番目に水道に関する問題というのも上げさせていただいたらと思うのですが、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） よろしいですか。5番目に水道に関する諸問題ということで、個

別案件と。特に今年重要になってきますので、上げさせていただくということで。

その他、御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですから、この別紙のとおり、ただいまの意見を踏まえて議長に申し出ることに對し、御意見ございませんね。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では、そうさせていただきます。

そのように決定いたしました。

以上で本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。

その他、委員の方から何かございましょうか。

吉田委員。

委員（吉田 基君） さっき、水道のことを継続審査の中の項目に入れとくと言ったけど、委員長にお願いしておきたいのですが、いわゆる県で今度事業団で一体でやるということがあるでしょう。交付金措置ということがあったでしょ、この間。一体、何と何と何のものに交付金が活用できるか。いわゆる国が補助金として県内の水道事業者全部を一括しなさい、広島市は外れるようだからね、これから出てくると思うのよ。

それで、問題点は、うちの水道会計と全体の会計と、多分独自採算だろうと思うのよ。

委員長（今田佳男君） 当面のうち、言っていましたね。

委員（吉田 基君） 料金なんかもそうなるので、そうすると交付金であるからどうやこうやと言っていたことの差実いうのか、話の中で出たことで、多分そんなこと分かりますしなしいと思って言ったのだらう思うのよ。何と何と何に交付金措置がされるのか、これを確認しておく必要があるよね。

水道事業全体は、皆そろそろ知っているだらうけどね。もう一遍仕切り直しできちっとチェックしないと、ずるずるまた先送りいうことになってはいけないし。だから、それをちょっとよくチェックしておいて。

委員長（今田佳男君） この間あった交付金の説明の中身とか、ああいうことをきちっと。

委員（吉田 基君） どの事業に出るのか。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 今、吉田委員が言われたことを、この間私質問したと思うのですけ

ど、多分各事業を見積もって、それから交付金を出すって言っていたので。ただ、もうそういうのが何に出るのか分かれば聞いてほしいと。ただ、まだ現状ではひょっとしたらないのか。

さっきも言われたように、まだ当面の間は個別で採算やっていくので、それでそれぞれの要望を取り上げて交付金を出すというような説明だったのですよ。

だから、その辺を踏まえて現時点では出てこないかもしれないですが、一応聞いていただけるようにお願いします。

委員長（今田佳男君） 分かりました。

委員（吉田 基君） それは、県に聞けばすぐ分かる。企業局に。こういうものですよって、もう通達が来ているのだから。

委員長（今田佳男君） 分かりました。

いずれにしましても。

確認して、どの程度分かるかどうか確認して、また分かるようにしたいと思います。

その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時01分 閉会